

「福山市建設工事指名競争入札参加資格者の指名等に関する規程」第2条第3項の指名基準に係る留意事項

指 名 基 準 に 係 る 留 意 事 項	
1. 不誠実な行為の有無	<p>次に掲げる場合は指名しない。</p> <p>(1) 福山市発注の建設工事に係る請負契約に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ状態が継続して請負者として不適當であると認められる場合。</p> <p>①市建設工事の請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合。</p> <p>②一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請関係が不適切であることが明確である場合。</p> <p>(2) 警察当局から福山市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合等、明らかに請負者として不適當と認められる場合。</p> <p>(3) 福山市発注の建設工事について安全管理の改善に関し関係行政機関等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當と認められる場合。</p> <p>(4) 賃金不払に関する関係行政機関等から指導があり、その状態が継続していて明らかに請負者として不適當であると認められる場合。</p> <p>(5) 福山市に納付すべき市税等を正当な理由なく滞納している場合。</p>
信用状況	<p>営業不振のため、発行した手形が不渡りとなる等経営状態が著しく悪化していると認められる場合は指名しない。</p>

<p>2. 工事成績</p>	<p>(1) 工事成績評定基準により、評定された市工事成績の前年度1年間の平均が不良な場合は指名しない。</p> <p>(2) 工事成績評定基準により、評定された市工事成績の前年度1年間の平均が特に優秀な場合は、これを十分尊重した指名とする。</p>
<p>3. 地理的条件</p>	<p>本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工程及び工事規模に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。</p>
<p>4. 手持工事の状況</p>	<p>工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを判定する。</p>
<p>5. 技術者の状況</p>	<p>発注工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する。</p> <p>[当該工事の技術的適性] ……次の要件により総合的に判断する。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について、相当の施工実績がある。</p> <p>(2) 地形、地質等自然的条件及び周辺環境条件等、発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績がある。</p> <p>(3) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の施工実績がある。</p>